

有害物質	
1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	1, 2-ジクロロエタン
14	1, 1-ジクロロエチレン
15	1, 2-ジクロロエチレン (※1)
16	1, 1, 1-トリクロロエタン
17	1, 1, 2-トリクロロエタン
18	1, 3-ジクロロプロペン
19	チウラム
20	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふつ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	塩化ビニルモノマー (※1)
28	1, 4-ジオキサン (※1)

(※1) 水質汚濁防止法施行令が改正され、平成24年5月25日から  
トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び  
1,4-ジオキサンの3物質が追加されました。